

債権譲渡・動産譲渡の登記

あまり馴染みが無い登記制度の一つとして債権譲渡の登記というものがあります。平成10年10月から施行されていますが、主に大手金融機関等のバルク取引で活用されて来ました。したがって中小・零細の会社には関係ないと思われる方がほとんどでしょう。

ところが、取引先の会社の経営状態が悪くなり会社やその社長の自宅、果ては連帯債務者の不動産まで担保に取ろうとする場合、大体はもういっぱいまで先順位の担保がついていて無駄なことが多いといえます。

こんなときにその会社がどこで商売しているのかを調べ、その売掛金債権の債権譲渡や債権譲渡担保契約を結んでその登記をします。売掛金債権の債務者には知らせません。知らせるときは取引先の信用不安を招くので最後のときです。それまでは、通常は入金口座を押さえて弁済に当てることとなります。この方法は費用もあまり掛からず不動産のように回収までに時間も掛かりません。

幸か不幸か、案外この制度は知られていないこともあって当事者に説明して導入すると結構成果をあげて喜ばれて来ました。債権譲渡の旨が譲渡会社の謄本に載るといのが説明の際に一番困るものでしたが、それも今はもうありません。

なんと今では、さらに取引先が保有する在庫・機械設備さらには牛といった動産も債権と同じように扱えます。「何処どこの倉庫内のパソコン一式」とか。その活用を知らないと損をすることがある制度のひとつです。



〒105-0004
東京都港区新橋五丁目7番12号ひのき屋ビル4階
司法書士法人芝トラスト 代表社員 宮本敏行
03-3433-3780 Fax03-3433-2691
miyamoto@shibatrust.com